

伊豆山復興まちづくり通信

熱海市まちづくり課 建築室広報誌

第2号
R4.7

被災されました皆様には、慣れない仮住まいでの生活に、大変なご苦勞をされていると存じ、心よりお見舞いを申し上げます。

今号では、復興まちづくりのスケジュールや、個別面談時に皆様から寄せられたご質問などをお伝えします。

復興まちづくり担当メンバー



このメンバーで被災地区の復興まちづくりを担当しており、皆様への面談を行っています。全力で復興に取り組みますので、よろしくお願いいたします。

堆積土砂搬出事業進捗状況の報告



旧小嵐中学校跡地 R4.7.5現在

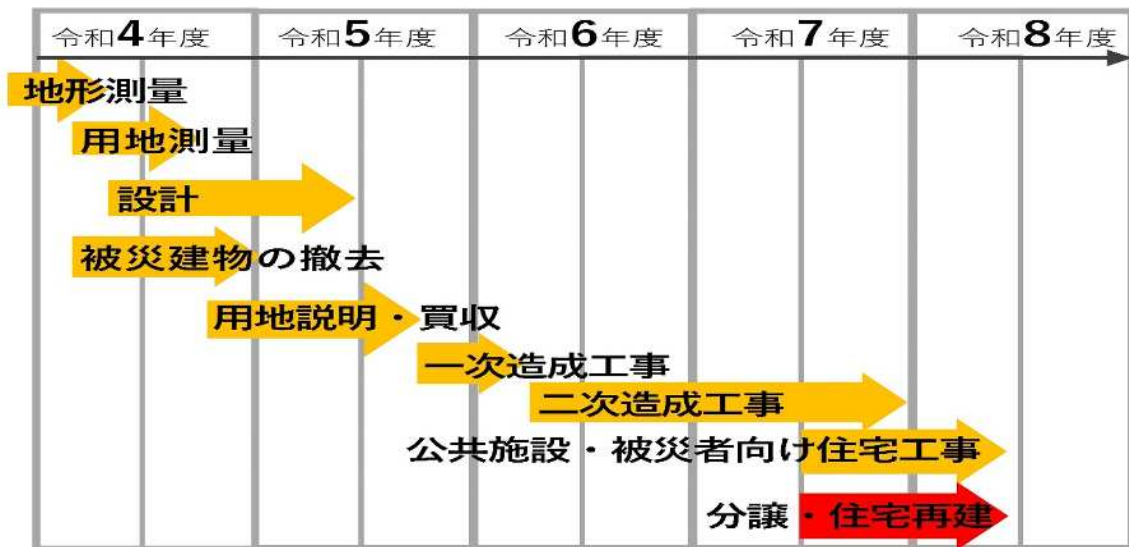


熱海港芝生広場 R4.7.1現在

現在、旧小嵐中学校跡地に仮置きされている土砂約17,000m³のうち約9割の分別、熱海港芝生広場に仮置きされている土砂約16,000m³のうち約6割の分別が完了しました。(7月5日現在)

復興まちづくりのスケジュール（新たに住宅を新築する場合）

市が整備後、分譲する宅地へ住宅を再建する場合、令和7年度半ばに建築工事に着手いただける予定です。また、災害対策基本法第63条での規制区域が解除され、ライフラインの仮復旧が完了次第、前倒して現地へ戻っていただける方もいらっしゃいます。



※今後の進捗により変更となる可能性があります。

規制区域内の皆様へ 面談のご協力をお願い

現在、建築室では避難生活をされている皆様と個別面談を行っております。

今後進めて行く復興まちづくりに反映するため、皆様のご意向を伺わせて頂きますので、ご協力よろしくお願いいたします。

個別面談時に皆様から寄せられたご質問

Q 公表されている場所より下流の計画はどうなってる？

A 現在、熱海土木事務所が河川計画の設計中です。もうしばらくお待ちください。

Q 河川計画の根拠は？
(30年に1度の確率とは)

A 計算上30年に一度の大雨に対して、川の水が溢れない計画です。
詳しくは 熱海土木事務所
伊豆山地区復興支援課
TEL：0557-35-9267

Q 公表されている場所より上流の計画はどうなってる？

A 伊豆山神社線より上流のエリアは、面談での皆様のご意向を参考に、まちづくりを計画して行きます。

Q 加算支援金の申請はいつまで？

A 令和6年8月2日までとなります。（※長期避難世帯の方については、長期避難世帯認定期間内となります。）
詳しくは熱海市長寿介護課
TEL：0557-86-6050

Q 63条警戒区域解除はいつ？

A 現在、解除に必要な条件を市で検討しています。令和4年8月に説明会を行う予定です。

Q 固定資産税減免はいつまで？

A 63条警戒区域内にある固定資産に関しては、令和4年度は減免となります。令和5年度以降は検討中です。
詳しくは 熱海市税務課
TEL：0557-86-6149

お問合せ先

熱海市まちづくり課 建築室
〒413-8550 熱海中央町1番1号

TEL 0557-86-6428
E-mail kenchiku@city.atami.shizuoka.jp